

2023年2月6日

公益財団法人 日本国際交流センター

2022 年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援助成  
**外国ルーツ青少年の教育スタート支援  
公募要領【JCIE 版】**

この書類は「2022 年度 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援助成「外国ルーツ青少年の教育スタート支援」  
公募要領【JCIE 版】」（以下、公募要領【JCIE 版】）です。

別紙に「2022 年度 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援助成 公募要領【共通版】」  
がありますので、必ず、両方をお読みください。

**本事業は、1 年弱（2023 年 3 月中旬-2024 年 2 月末）の  
プログラムです。**

**『速やかな支援事業の実施』及び『助成対象期間終了後にも、  
支援対象者への支援が継続される』事業を募集します。**

## 1. 本事業の目的

2020 年春からの新型コロナウイルスの感染の世界的な広がりを受け、日本政府は、原則としてすべての国・地域からの新規入国を厳しく制限していました。しかし、国際的な人の往来再開の動きがみられ、日本政府も 2021 年秋から段階的に海外からの人の流入を緩和してきました。このような国境を超える人の移動を巡る日本政府の措置の切り替えは、外国ルーツ青少年の日本へ移動に大きな影響を及ぼすものでした。とりわけ、日本に入国する、暮らす外国ルーツ青少年の短期間での激増は、彼らが教育の場につながるための情報、支援のニーズが急激に高まっていることを示唆します。

一方で、コロナ感染拡大の中、中止・休止となった地域の外国ルーツ青少年の日本語・学習支援活動が、厳しい水際対策の継続によって外国ルーツ青少年の新規来日の急減が続く中、そのまま終了・閉鎖として現れるなど、外国ルーツ青少年のニーズに応える地域での体制の立て直しが必要な状況です。

公益財団法人日本国際交流センター（以下、JCIE）は、休眠預金等活用法に位置づけられた交付金を活用し、コロナ禍において日本への入国の制限・再開・緩和、学校の休校・再開などの急変する政策・施策により教育の場につながりにくい、つながっていても適切な支援が受けられない状況に置かれた外国ルーツ青少年に対する教育支援等を行う団体に対して活動資金を支援します。

## 2. 助成活動により目指すゴール

- ・ 地域に新たに移住してきた外国ルーツ青少年が必要とする情報や支援を受け、スムーズに日本・地域での生活・教育をスタートすることができている。
- ・ 学校に通っている外国ルーツ青少年が適切な教育支援を受け、望むように進級・進学を実現することができる。
- ・ 教育の場につながっていない外国ルーツ青少年が適切な支援を受け、入学・編入学・再入学をする準備ができている。
- ・ 外国ルーツ青少年の教育を受ける権利が保障されるよう、地域における支援体制の整備や支援基盤の向上が図られている。

## 3. 助成対象事業について

対象とする地域：全国（申請いただく事業範囲は特定地域でも構いません。）

- 対象とする事業：1. 新規来日など地域に新たに移住してきた外国ルーツ青少年とその保護者を対象とした情報提供、行政手続き、初期日本語等の初期適応支援活動
2. コロナ過での学校の休校・再開などにより学習や、学校生活への適応などにおいて課題を抱えている外国ルーツ青少年を対象とした適応支援活動
3. 学校に通っていない外国ルーツ青少年を対象とした就学支援活動
4. 地域の外国ルーツ青少年の就学、進路決定等に必要な情報発信体制の整備、支援の質の向上に向けた地域内・外のステークホルダーとの連携による事業運用の体系化、効果的なアウトリーチ方法の開発に資するプログラム

以上の4つのいずれかを満たした事業が対象となります。なお、1～3のいずれかに限定した活動よりも、4と組み合わせた活動や、地域・分野・団体間の連携・協働による事業を期待します。

活 動 例：新規来日の外国ルーツ青少年を対象としたプレクラス等の初期指導教室の運営  
母語による指導を取り入れた日本語・教科学習支援プログラム  
来日後、不就学・自宅待機状態の外国ルーツ青少年に対する日本語・学習指導プログラム  
母国で義務教育終了後に来日する等学齢を超過した外国ルーツ青少年を対象とした進学プログラム  
不就学・不登校状態の外国ルーツ青少年に対するアウトリーチ活動

地域の日本語・教科支援の担い手を育成するプログラム  
就学に必要な情報提供・発信プログラム  
地域での就学支援体制制作のための活動 など

対象外の事業：次の活動は助成対象外とします。

- ・ 施設や建物の建設、大規模な改修や修繕
- ・ 団体運営の管理費が主となっている予算計画
- ・ 既存の公共制度で代替がきくもの
- ・ 公共の助成資金を合算した事業。（他の民間資金の合算は可能です。）
- ・ 助成金を、寄付や基金への充当、裨益者への資金配布に使う活動
- ・ 助成期間終了後に、同支援対象者向けの支援継続が困難な事業

なお、助成期間が短く、助成期間終了後も支援の継続が必要な取り組みであるため、当該分野や同一事業でのこれまでの取り組み実績、地域または地域を超えた連携体制構築が図れる事業を重要視します。

#### 4. スケジュール（採択までの流れ）

- ・公募開始：2023年2月6日（月）  
（公募開始後、随時、申請事業や申請方法・内容に関する事前相談を実施します。応募前に事前にご相談いただくことを推奨します。）
- ・オンライン説明会：2023年2月14日（火）14時～15時  
（事前申し込みが必要です。詳細はJCIEウェブサイトをご覧ください。）
- ・公募締切：2023年3月7日（火）17時までに必着  
（速やかな事業開始のため、申請に必要な書類のうち、役員名簿については、2月21日（火）までに提出していただきます）
- ・審議会議による審査、採択事業の決定：2023年3月10日（金）
- ・採択事業決定の公表：2023年3月15日（水） 目途
- ・事業開始予定：2023年3月中

#### 5. 応募団体に求める要件

##### **要件 1. 民間公益活動を行う団体**

- ・法人格の有無や法人の種類は問いません。
- ・事業の適切かつ公正に実施できるよう、ガバナンス、コンプライアンス体制を備えていることが必要です。  
このため、関連する規定類の整備が必要となります。  
（規定類については、申請書類(様式5) 規程類確認書をご参照ください。内容についてはご相談に応じます。）
- ・指定する活動報告に必要な会計処理が実施できること。
- ・過去に申請にかかわる活動の実績があり、適正に業務を遂行できる団体であること。
- ・本プログラムに応募することを組織決定していること。

##### **要件 2. 情報公開に対する承諾**

- ・公募期間終了時に「団体名」「所在地」「申請した事業の名称及び概要」を、また選定された場合、応募団体から提出された書類一式を公開することとなります。その他、各種情報の透明性が求められますのでご注意ください。ただし、公開に際し事前に双方で協議し、機密情報などへの配慮は行います。

##### **要件 3. 評価の実施**

- ・限られた事業期間や予算の中で事業の成果を最大化させるため、原則、各団体それぞれ事前及び事後評価を行っていただきます。

#### **要件 4. 助成事業終了後の対象事業の継続について**

・就労等の目的で日本に移住する外国人流入及びそれに伴う外国ルーツ青少年の増加などを鑑み、採択団体に於かれましては今回の休眠預金等を活用した活動で得た知見を活かし、本事業期間終了後においても、継続的に当該課題に取り組まれる事を期待します。

### **6. 助成金の上限額と対象期間について**

#### **(1) 助成総額：8,000 万円**

応募団体ごとの助成金額の上限は、各応募団体の申請事業の内容やこれまでの事業実績等を踏まえて総合的に判断させていただきます。また、応募の前年度における事業実績がない場合は別途指定する会計書類の提出をお願いします。

#### **(2) 助成額及び採択団体数（予定）**

一団体当たりの助成額は、800 万～1,500 万円で、5～6 団体を採択する予定です。

#### **(3) 対象となる事業期間**

2023 年 3 月中旬（予定）～2024 年 2 月末

### **7. 選定基準について**

#### **(1) 選定方法**

選定のための審査は、書類審査（場合によっては JCIE によるヒアリングも個別に実施）後、外部有識者を交えた審査委員会が行います。選定結果は申請団体に個別に通知後、調整の後、公表します。

#### **(2) 選定基準**

本財源の性質上、下記の 7 点を選定配慮事項とし、公募による選定を行います。

#### **1 事業の妥当性**

社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか。事業実施予定地のニーズに応えた支援であるか。目的や成果につながる活動計画となっているか。

#### **2 実現可能性**

業務実施体制や計画、予算が適切か被災地における既存の組織や仕組みを最大限に尊重した支援であるか。地域の文化や人びとの思いを尊重した支援であるか。

#### **3 継続性**

助成終了後の計画（出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か

#### **4 波及効果**

事業から得られた学びが組織や地域、分野を越えて課題の解決につながることを期待できるか

#### **5 ガバナンス・コンプライアンス**

事業計画書に示す事業を的確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制を備えているか。

#### **6 先駆性（革新性）**

社会の新しい価値の創造、仕組み作り等に寄与するか

#### **7 連携と対話**

多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が、想定されているか。

なお、選考にあたっては、特に以下事項に配慮します。

- 1) 支援実施の緊急性に鑑み、①申請事業の妥当性、②実行可能性、③継続性の3点を重視し、団体の社会的信用や直近の財務状況等、実績等も考慮したうえで、選定後速やかに適切な事業実施が可能で今後に向けた体制作り・整備に準ずる活動と判断される団体を優先的に採択するものとします。
- 2) 申請事業の審査にあたって、新たな支援のニーズ、支援のニーズの変化に対応した、チャレンジングな事業内容を優先的に採択し、感染症拡大や原油価格・物価高騰といった未曾有の事態に対する課題解決のより多くの事例創出を目指します。

### (3) その他の留意事項

- ① 申請書類の作成等選定に要する費用、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ② 審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害および本制度にかかる法令や政府の運用方針の変更等による損害については、資金分配団体及び JANPIA が責任を負うものではありません。

## 8. 申請の手続き

### (1) 申請の際の留意点

- ・申請書の提出をもって、別紙「公募要領【共通版】」、「積算の手引き」、「精算の手引き」の記載内容に合意されたものとみなします。
- ・審査の結果、申請額からの減額や申請事業内容の修正を要請する場合があります。
- ・提出書類・資料に虚偽の記載があった場合には、事業の中止や助成金の返還を求める場合があります。

### (2) 提出いただく書類

- 必須書類が応募締切日までに揃っていない場合は、審査の対象とはなりませんのでご了承ください。
- 申請書類については、応募者登録をした団体に対してダウンロードできる URL をお知らせします。応募者登録フォームは、JCIE のホームページからご確認ください。
- **様式 2-2 活動実績書**

<b>必須書類</b>	<b>① 申請書</b>  (登録した団体にダウンロードできる URL を登録時に記載したメールアドレスにお送りします。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(様式 1) 助成申請書</li> <li>・(様式 2-1) 団体情報</li> <li>・(様式自由) 活動実績書</li> <li>・(様式 3-1) 事業計画書</li> <li>・(様式自由) 事業計画補足</li> <li>・(様式自由) 申請事業スケジュール</li> <li>・(様式 4) 資金計画書</li> <li>・(様式 5) 規程類確認書</li> <li>・(様式 6) 役員名簿</li> <li>・(様式 7) 申請書類チェックリスト</li> <li>※以下、コンソーシアムでの申請の場合</li> <li>・コンソーシアムに関する誓約書</li> <li>・コンソーシアム協定書</li> </ul>
	<b>② 団体の情報関連</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款 (定款の作成義務がなく、定款を作成していない場合には設立趣意書等団体の目的がわかるもの)</li> <li>・登記事項証明書 (無い場合には団体成立の年月日、役員の就任の年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの)</li> <li>発行日から 3 か月以内の現在事項全部証明書の写し</li> </ul>
	<b>③ 団体の直近年度事業報告書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書(過去 3 年分)※設立から 3 年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出</li> </ul>
	<b>④ 団体の直近年度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請事業実施開始日前に終了した年度の団体の財務諸表 (貸</li> </ul>

	<b>財務諸表</b>	借対照表、活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書 財、務諸表の注記等) ・事業報告書が未作成の場合は、代替として団体設立時点からの総勘定元帳の写しを提出 ※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出してください。
	⑤ <b>規定類</b>	・(様式5) 規程類確認書の「参考：規程類の例」に記載されている内容を満たす規定類を提出してください。
<b>追加資料</b>	<b>団体資料</b>	・パンフレット、ニューズレターなど活動の様子が分かる資料を任意にご準備ください。

**(3) 申請書類提出先**

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、上記全ての書類を JCIE 事務局に電子メールまたは郵送で申請してください。締切は 2023 年 3 月 7 日 (火) 17 時迄となります。

電子メール宛先 : youth@jcie.jp

※電子メールの場合は送信されたタイムスタンプで確認します。

※団体の登記事項証明書は、PDF で提出の後、締切迄に原本を別途ご郵送ください。

**(4) 変更**

- ・変更は、申請時の活動内容がやむを得ない事情により予定通りに実施できず、変更を行うことで計画の活動を完了できる、もしくは変更によって、計画の成果があげられると見なされる場合に限り認められます。活動を当初計画通りに実施し残余金が発生した場合、残余金消化のための期間延長、購入物品数の追加や他活動への振り替えを行うことは、認められません。
- ・その他、契約後の事業にかかる変更は、必ず事前に書面もしくは電子メールにて申請のうえ、承認を得ていただくこととなります。変更は、JPF 事務局からの確認の日付を持って承認されます。承認を得ない変更がなされた場合、関連する支出は助成対象外となりますのでご注意ください。

**9. 使用可能な経費科目と制限について** (詳細は「積算の手引き」を参照ください)**(1) 科目について**

- ・直接事業費として対象となる科目は下記の通りです。  
(日常用いている会計科目を使用してください。)  
助成対象事業従事分の直接人件費、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、謝金等です。  
上記に含まれない経費や 10 万円を超える物品等を購入する際は個別にご相談ください。  
なお、対象外経費については積算の手引きを参照ください。

**(2) 管理費について**

- ・管理費とは、助成対象事業を管理するための費用です。
- ・直接事業費と一般管理費（間接経費）から構成される助成金申請額において、当該事業に関連する一般管理費は助成金申請額の最大 20%とします。本事業ではこれを管理的経費とします。
- ・管理的経費には助成事務所の家賃や管理部門の人件費など、助成対象事業に要する経費として特定することが難しい経費が含まれる場合は、助成対象事業に投入された分を適切な根拠をもって按分するなどとして算出してください。

**(3) 予算の範囲について**

- ・予算計上できる支出は、契約助成期間に発注・支払を行ったものに限ります。
- ・助成金の使途は申請時に説明されたものに限ります。申請された事業内容・計上内容の範囲で使い切らなかった助

成金は原則として返還していただきます。

#### (4) 助成金支払いの時期と進捗管理報告について

本プログラムの助成金支払いは概算払いですが、原則申請金額の半年分ごとに分けて振り込みます。審査終了後、当法人と実行団体との契約が締結された後、指定の口座に振り込みます。

目安としては、

- ・ 2023 年 9 月までの助成金額は契約締結後速やかに交付し、下期の助成金については事業及び資金の状況を踏まえての振り込みとなります。

#### (5) 助成金の交付と管理

- ・ 事業ごとに無利息口座（決済専用口座）を開設していただきます。
- ・ 助成金は、原則として契約時に助成金振入を行った専用口座内にて管理して下さい。専用口座では、事業開始から監査・残金返金までの一連の手続きが完了するまで、助成金以外の資金の出入金は行わないでください。
- ・ 利息が発生する口座に移し、利息を得ることは認められません。

### 10. その他事項

- ・ 本プログラムでは、資金提供契約に基づき、事業の中間時点での進捗状況の報告及び事業完了報告の義務などがあります。
- ・ 定例面談（対面または WEB 会議）による進捗状況についての協議を行います。
- ・ 不明な点は、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。みなさまのご応募をお待ちしております。

### 11. 照会先・申請書送付先

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-1-12 明産溜池ビル 7 階  
公益財団法人 日本国際交流センター 休眠預金コロナ対応担当  
URL : <https://www.jcie.or.jp/japan/>

本件のお問い合わせは電子メールでお願いいたします。担当：李（イ）

E-mail : [youth@jcie.jp](mailto:youth@jcie.jp)（受付時間：10:00-18:00、土日祝除く）